

機密表示 (極秘・秘の朱印)	符号表示 暗 略	※ 総第 22138 号
電信課長 ↑ ↑ ↑	※ 第 468 号	※ 昭和 年 月 日 時 分 秒 65.4.24 10 13
	大至急・至急 普通・LTF	※ 発電係

秘密指定解除  
公文書監理室

大 臣 政 務 次 官 事 務 次 官 外務審議官 外務審議官 官 房 長	主管 アジア局長 全次参事官 参事官 北東アジア課長	主管局部課 (室) 名 電 検 起案 昭和45年 9月 24日 起案者 4416 電話番号 410
--	--	--

協議先

在 韓 金山 大使 臨時代理大使  
総領事 代理 大臣 発

電 報 在 大使 臨時代理大使  
総領事 代理 大臣 発

件名  
在日韓国人遺骨の緊急引渡

貴信政才1065号に關し、

厚生省に協議の結果、本件引渡しのため

の必要書類及び具体的方法を下記

の案に基きことといたいのので、~~韓国~~

~~韓国~~ の案に基き (特に引渡の方法) 韓

24 59

165

(昭和四二・七一 改正)

国境、韓国国境を越す。

言

1. 必要書類 (事前提出の件)

(1) 死亡書、遺族の身分関係は明らかにすること、  
出生簿、戸籍簿、戸籍簿 (抄) 本

(2) 遺族が韓国国内に居住している場合は、  
出生簿 (韓国政府の証明)

(3) 代理人が引取りに来る場合は、  
遺族の委任状

2. 引渡方法

遺骨は日本政府から (外務省担当官  
立命の下に厚生省) 在日韓国大使館  
に引渡し、同館より遺族 (代理人) に  
引渡すこととする。

(3)